

電子マネー決済導入・継続奨励金のご案内

デジタル商品券給付に合わせて市内中小企業者における電子マネー決済の導入促進のため設備を新たに導入、または継続して利用する市内事業者に奨励金を給付します！



給付金額

新規導入

(令和8年1月5日以降導入)

2万円

継続利用

1万円



対象条件

- ・市内で営業する中小企業者
- ・PayPay決済を新規で導入又は継続して利用し、別途実施するPayPay商品券給付事業に参加可能であること
- ・申請後電子マネーの提供を1年間以上継続すること
- ・市税を完納していること

申請方法

- ・オンライン申請
(電子申請システムにおいて必要な事項を入力し、電子マネー決済を導入した事実を証明する書類をアップロードして送信)

対象電子マネー



PayPay

1事業者1回限りの申請

申請から1~2ヶ月で
振り込みます。

予算に達し次第終了します

申請期間

令和8年3月2日~令和8年11月30日

〈問い合わせ先〉

勝山市商工文化課 ☎0779-88-8105

Mail : syoukou@city.katsuyama.lg.jp



申請はこちらから